総 務 第 １８７号

令和３年12月２日

久慈市議会議長　畑　中　勇　吉　様

久慈市長　遠　藤　譲　一

議案の送付について

第22回久慈市議会定例会議に提出する次の議案を別添のとおり送付します。

記

議案第１号	令和３年度久慈市一般会計補正予算（第７号）	総　務　部
議案第２号	令和３年度久慈市下水道事業会計補正予算（第２号）	上下水道部
議案第３号	国民健康保険条例の一部を改正する条例	生活福祉部
議案第４号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	生活福祉部
議案第５号	上下水道事業経営審議会条例	上下水道部
議案第６号	指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	産業経済部
議案第７号	指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	産業経済部
議案第８号	指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	山形総合支所

議案第１号

令　和　３　年　度

久慈市一般会計補正予算

（　第　７　号　）

令和３年度久慈市一般会計補正予算（第７号）

令和３年度久慈市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157,289千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,981,502千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　既定の債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　既定の地方債の追加及び変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和３年12月２日提出

岩手県久慈市長　遠　藤　譲　一

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		3,456,431	31,121	3,487,552
	2 国庫補助金	955,982	31,121	987,103
15 県支出金		1,516,767	15,777	1,532,544
	2 県補助金	555,109	15,777	570,886
16 財産収入		37,728	1,717	39,445
	1 財産運用収入	13,725	1	13,726
	2 財産売払収入	24,003	1,716	25,719
18 繰入金		966,731	29,096	995,827
	1 基金繰入金	966,731	29,096	995,827
19 繰越金		1,272,848	62,087	1,334,935
	1 繰越金	1,272,848	62,087	1,334,935
20 諸収入		681,223	2,191	683,414
	4 雑入	435,667	2,191	437,858
21 市債		2,051,423	15,300	2,066,723
	1 市債	2,051,423	15,300	2,066,723
歳　入　合　計		21,824,213	157,289	21,981,502

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		186,063	1,548	187,611
	1 議会費	186,063	1,548	187,611
2 総務費		3,846,879	△9,212	3,837,667
	1 総務管理費	3,359,890	△15,341	3,344,549
	2 徴税費	216,319	7,164	223,483
	3 戸籍住民基本台帳費	130,048	△2,415	127,633
	4 選挙費	111,004	△150	110,854
	5 統計調査費	7,580	1,150	8,730
	6 監査委員費	22,038	380	22,418
3 民生費		6,502,566	61,425	6,563,991
	1 社会福祉費	2,980,786	20,794	3,001,580
	2 児童福祉費	2,834,379	34,191	2,868,570
	3 生活保護費	687,401	6,440	693,841
4 衛生費		1,562,792	46,512	1,609,304
	1 保健衛生費	991,908	47,402	1,039,310
	2 清掃費	570,884	△890	569,994
6 農林水産業費		949,637	8,842	958,479
	1 農業費	336,456	4,295	340,751
	2 林業費	164,598	5,607	170,205
	3 水産業費	448,583	△1,060	447,523
7 商工費		1,158,904	839	1,159,743
	1 商工費	1,158,904	839	1,159,743
8 土木費		1,781,608	15,302	1,796,910
	1 土木管理費	22,834	2,460	25,294
	2 道路橋梁費	1,005,152	20,582	1,025,734
	3 河川費	11,181	860	12,041
	5 都市計画費	691,487	△8,800	682,687
	6 住宅費	48,483	200	48,683
9 消防費		973,362	11,221	984,583
	1 消防費	973,362	11,221	984,583

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
10 教育費		1,873,082	20,812	1,893,894
	1 教育総務費	218,417	△1,028	217,389
	2 小学校費	312,868	11,279	324,147
	3 中学校費	288,427	8,172	296,599
	4 社会教育費	467,457	△6,900	460,557
	5 保健体育費	585,913	9,289	595,202
11 災害復旧費		190,522	0	190,522
	2 農林水産施設災害復旧費	43,176	0	43,176
歳　出　合　計		21,824,213	157,289	21,981,502

第２表　債務負担行為補正

追　加

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
白樺平公共牧場指定管理費	令和４年度から 令和８年度まで	12,581
ふるさと物産センター指定管理費	令和４年度から 令和８年度まで	50,160
交流促進センター指定管理費	令和４年度	8,271

第３表　地方債補正

(1)　追　加

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
	千円		%以内	
高齢者福祉施設整備事業	10,900	証書借入又は証券発行	5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(2)　変　更

起　債　の　目　的	補　正　前				補　正　後			
	限　度　額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法	限　度　額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
	千円		%以内		千円		%以内	
児童福祉施設事業	7,500	証書借入又は証券発行	5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	8,800	証書借入又は証券発行	5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
社会体育施設整備事業	10,200	同　上	同　上	同　上	13,300	同　上	同　上	同　上
現年発生補助災害復旧事業	16,700	同　上	同　上	同　上	16,200	同　上	同　上	同　上
現年発生単独災害復旧事業	118,900	同　上	同　上	同　上	119,400	同　上	同　上	同　上

一般会計補正予算説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	3,456,431	31,121	3,487,552
15 県支出金	1,516,767	15,777	1,532,544
16 財産収入	37,728	1,717	39,445
18 繰入金	966,731	29,096	995,827
19 繰越金	1,272,848	62,087	1,334,935
20 諸収入	681,223	2,191	683,414
21 市債	2,051,423	15,300	2,066,723
歳　入　合　計	21,824,213	157,289	21,981,502

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	186,063	1,548	187,611				1,548
2 総務費	3,846,879	△9,212	3,837,667	13,868		1,100	△24,180
3 民生費	6,502,566	61,425	6,563,991	15,309	12,200	2,000	31,916
4 衛生費	1,562,792	46,512	1,609,304	3,434			43,078
6 農林水産業費	949,637	8,842	958,479	33		3,508	5,301
7 商工費	1,158,904	839	1,159,743				839
8 土木費	1,781,608	15,302	1,796,910	13,524			1,778
9 消防費	973,362	11,221	984,583			1	11,220
10 教育費	1,873,082	20,812	1,893,894	1,230	3,100		16,482
11 災害復旧費	190,522	0	190,522	△500			500
歳　出　合　計	21,824,213	157,289	21,981,502	46,898	15,300	6,609	88,482

2　歳　　入

14款　国庫支出金
　２項　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 総務費補助金	457,992	21,347	479,339
2 民生費補助金	148,438	5,255	153,693
3 衛生費補助金	82,032	3,394	85,426
5 教育費補助金	38,437	1,125	39,562
計	955,982	31,121	987,103

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
1　電子自治体	738	個人番号カード交付事業	738
2　地域活性化	20,609	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	20,609
1　社会福祉	205	児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業（１／２）	205
2　児童福祉	5,050	子ども・子育て支援交付金	594
		子ども・子育て支援事業費補助金	4,456
2　保健衛生	3,394	感染症予防事業費等補助金	3,394
4　学校教育	1,125	学校保健特別対策事業費補助金	1,125

15款　県支出金
　２項　県補助金

1 総務費補助金	85,391	150	85,541
2 民生費補助金	186,391	10,094	196,485
5 農林水産業費補助金	258,142	6,033	264,175
9 災害復旧費補助金	1,800	△500	1,300
計	555,109	15,777	570,886

10 地域活性化	150	移住定住促進事業費補助金	150
1　社会福祉	9,500	被災者住宅再建支援事業　（２／３）	500
		新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応生活困窮者冬季特別対策事業費補助金	9,000
3　児童福祉	594	子ども・子育て支援交付金	594
4　林業振興	6,033	原木しいたけ新規参入支援事業	297
		森林病害虫等駆除事業補助金	2,920
		いわて環境の森整備事業補助金	2,816
1　農地農業用施設災害復旧事業費補助金	△500	農地農業用施設災害復旧事業費補助金	△500

16款　財産収入
　１項　財産運用収入

2 利子及び配当金	1,925	1	1,926
計	13,725	1	13,726

1　基金利子	1	消防施設整備基金利子	1

16款　財産収入
　２項　財産売払収入

1 不動産売払収入	24,001	1,716	25,717
計	24,003	1,716	25,719

2　立木売払収入	1,716	立木売払収入	1,716

18款　繰入金
　１項　基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	440,000	26,104	466,104
3 東日本大震災復興基金繰入金	150,411	2,000	152,411
7 森林環境整備基金繰入金	11,860	992	12,852
計	966,731	29,096	995,827

1　財政調整基金繰入金	26,104	財政調整基金繰入金	26,104
1　東日本大震災復興基金繰入金	2,000	東日本大震災復興基金繰入金	2,000
1　森林環境整備基金繰入金	992	森林環境整備基金繰入金	992

19款　繰越金

１項　繰越金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	1,272,848	62,087	1,334,935
計	1,272,848	62,087	1,334,935

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
	千円		千円
1　繰越金	62,087	前年度繰越金	62,087

20款　諸収入

４項　雑入

4 雑入	435,038	2,191	437,229
計	435,667	2,191	437,858

17 家畜診療収入	800	家畜診療収入	800
21 雑入	291	被災地支援助成金	291
23 コミュニティ	1,100	自治総合センターコミュニティ助成金	1,100

21款　市債

１項　市債

2 民生債	7,500	12,200	19,700
6 教育債	103,500	3,100	106,600
7 災害復旧債	143,500	0	143,500
計	2,051,423	15,300	2,066,723

1　児童福祉施設	1,300	児童福祉施設事業債	1,300
3　老人福祉	10,900	高齢者福祉施設整備事業債	10,900
2　社会体育	3,100	社会体育施設整備事業債	3,100
2　現年災害	0	現年発生補助災害復旧事業債	△500
		現年発生単独災害復旧事業債	500

3　歳　　出

1款　議会費

1項　議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1議会費	186,063	1,548	187,611				1,548
計	186,063	1,548	187,611				1,548

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
2　給料	378	職員給与費	1,548
3　職員手当等	1,015		
4　共済費	155		

2款　総務費

1項　総務管理費

1一般管理費	1,189,895	△37,752	1,152,143	3,250			△41,002
5財産管理費	914,392	220	914,612				220
6企画費	898,122	19,862	917,984	9,880		1,100	8,882
8市民センター費	236,012	2,329	238,341				2,329
計	3,359,890	△15,341	3,344,549	13,130		1,100	△29,571

1　報酬	2,618	職員給与費	△46,700
2　給料	△45,000	産休、病休代替等会計年度任用職員給与費	2,618
3　職員手当等	△1,200	総合行政情報システム経費	1,320
4　共済費	△500	情報セキュリティ強化対策事業費	1,760
10 需用費	2,510	新型コロナウイルス対策事業費	3,250
12 委託料	3,080		
17 備品購入費	740		
12 委託料	220	管財経費	220
1　報酬	1,044	ブロードバンド基盤整備事業費	6,769
3　職員手当等	68	地域おこし協力隊設置経費	2,113
4　共済費	180	三陸鉄道運行支援事業負担金	9,730
7　報償費	△50	コミュニティ助成事業補助金	1,100
8　旅費	59	移住定住促進事業費補助金	150
10 需用費	7,222		
13 使用料及び賃借料	109		
18 負担金、補助及び交付金	11,230		
1　報酬	57	職員給与費	2,130
2　給料	400	市民センター運営管理費	199
3　職員手当等	1,730		
10 需用費	481		
11 役務費	△331		
18 負担金、補助及び交付金	△8		

2款　総務費

2項　徴税費

1税務総務費	168,277	3,600	171,877				3,600
2賦課徴収費	48,042	3,564	51,606				3,564
計	216,319	7,164	223,483				7,164

2　給料	△3,000	職員給与費	3,600
3　職員手当等	6,900		
4　共済費	△300		
12 委託料	3,564	市県民税等賦課経費	3,564

２款　総務費
　３項　戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	130,048	△2,415	127,633	738			△3,153
計	130,048	△2,415	127,633	738			△3,153

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
1 報酬	739	職員給与費	△4,700
2 給料	△2,500	住民基本台帳ネットワークシステム管理経費	1,305
3 職員手当等	△550	個人番号カード等事務経費	980
4 共済費	△1,650		
8 旅費	241		
12 委託料	1,305		

２款　総務費
　４項　選挙費

1 選挙管理委員会費	19,774	△150	19,624				△150
計	111,004	△150	110,854				△150

2 給料	△300	職員給与費	△150
3 職員手当等	250		
4 共済費	△100		

２款　総務費
　５項　統計調査費

1 統計調査総務費	5,318	1,150	6,468				1,150
計	7,580	1,150	8,730				1,150

3 職員手当等	1,100	職員給与費	1,150
4 共済費	50		

２款　総務費
　６項　監査委員費

1 監査委員費	22,038	380	22,418				380
計	22,038	380	22,418				380

2 給料	30	職員給与費	380
3 職員手当等	350		

３款　民生費
　１項　社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,728,950	8,212	1,737,162	9,000			△788
2 老人福祉費	1,245,941	10,232	1,256,173		10,900		△668
3 国民年金費	5,620	△400	5,220				△400

1 報酬	35	職員給与費	△10,400
2 給料	△7,000	婦人相談員活動経費	35
3 職員手当等	100	福祉灯油等購入費助成事業費	18,677
4 共済費	△3,500	岩手県更生保護研究大会負担金	△100
11 役務費	677		
18 負担金、補助及び交付金	△100		
19 扶助費	18,000		
10 需用費	△668	介護保険事務経費	10,232
14 工事請負費	10,900		
3 職員手当等	50	職員給与費	△400
4 共済費	△450		

３款　民生費
　１項　社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 災害救助費	275	2,750	3,025	500		2,000	250
計	2,980,786	20,794	3,001,580	9,500	10,900	2,000	△1,606

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
18 負担金、補助及び交付金	2,750	被災者住宅再建支援事業費補助金	2,750

３款　民生費
　２項　児童福祉費

1 児童福祉総務費	451,436	28,678	480,114	5,809			22,869
2 児童福祉運営費	2,247,479	5,563	2,253,042				5,563
3 児童福祉施設費	135,464	△50	135,414		1,300		△1,350
計	2,834,379	34,191	2,868,570	5,809	1,300		27,082

1　報酬	709	職員給与費	800
2　給料	△400	代替保育士等会計年度任用職員給与費	471
3　職員手当等	3,134	放課後児童健全育成事業費	1,137
4　共済費	△885	家庭児童相談室経費	147
8　旅費	31	児童手当支給事務費	4,466
12 委託料	5,273	児童福祉事務費	15,424
22 償還金、利子及び割引料	20,816	子育て支援センター事業費	588
		母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費	769
		児童虐待防止対策事業費	602
		子ども家庭総合支援拠点事業費	145
		保育所等整備交付金返還金	110
		子育て世帯への臨時特例給付金返還金	4,019
22 償還金、利子及び割引料	5,563	ひとり親世帯臨時特別給付金返還金	5,563
2　給料	△2,000	職員給与費	△2,950
4　共済費	△950	公立保育所運営費	1,242
17 備品購入費	2,900	児童館運営費	1,658

３款　民生費
　３項　生活保護費

1 生活保護総務費	57,401	6,440	63,841				6,440
計	687,401	6,440	693,841				6,440

2　給料	3,500	職員給与費	6,440
3　職員手当等	2,600		
4　共済費	340		

４款　衛生費
　１項　保健衛生費

1 保健衛生総務費	519,609	39,609	559,218	40			39,569

1　報酬	34	職員給与費	38,510
2　給料	20,000	母子保健事業費	
3　職員手当等	10,210	（組替）	54
4　共済費	8,328	養育医療給付事業費	1,037
12 委託料	△54	子育てサービス利用者支援事業費（母子保健型）	62
17 備品購入費	54		

４款　衛生費
　１項　保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 老人保健費	67,139	7,793	74,932	3,394			4,399
3 予防費	373,096	0	373,096				
計	991,908	47,402	1,039,310	3,434			43,968

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
22 償還金、利子及び割引料	1,037		
12 委託料	7,793	健康増進事業費	7,793
12 委託料	△1,336	感染症予防事業費	
22 償還金、利子及び割引料	1,336	(組替)	1,336

４款　衛生費
　２項　清掃費

1 清掃総務費	570,884	△890	569,994				△890
計	570,884	△890	569,994				△890

2　給料	△500	職員給与費	△890
3　職員手当等	△200		
4　共済費	△190		

６款　農林水産業費
　１項　農業費

2 農業総務費	127,966	3,200	131,166				3,200
3 農業振興費	66,455	247	66,702				247
4 畜産業費	95,797	800	96,597			800	
5 農地費	22,663	48	22,711				48
計	336,456	4,295	340,751			800	3,495

2　給料	1,400	職員給与費	2,900
3　職員手当等	1,400	地域農村センター維持管理費	300
4　共済費	100		
17 備品購入費	300		
18 負担金、補助及び交付金	247	有害鳥獣防除対策事業費補助金	247
1　報酬	△200	家畜診療事業費	800
10 需用費	1,000		
18 負担金、補助及び交付金	48	令和元年台風第19号に伴う私設農業用橋復旧事業費補助金	48

６款　農林水産業費
　２項　林業費

1 林業総務費	32,125	2,717	34,842				2,717
2 林業振興費	132,473	2,890	135,363	33		2,708	149

2　給料	100	職員給与費	630
3　職員手当等	500	有害鳥獣捕獲事務経費	1,187
4　共済費	30	狩猟免許取得費等補助金	900
7　報償費	1,187		
18 負担金、補助及び交付金	900		
12 委託料	6,728	森林病害虫等駆除事業費	6,728
		部分林分収交付金	1,716

6款　農林水産業費
　2項　林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	164,598	5,607	170,205	33		2,708	2,866

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
18 負担金、補助及び交付金	△3,838	原木しいたけ新規参入支援事業費補助金	446
		林業経済活性化支援事業費補助金	△6,000

6款　農林水産業費
　3項　水産業費

1 水産業総務費	169,080	520	169,600				520
4 漁港建設費	224,153	△1,580	222,573				△1,580
計	448,583	△1,060	447,523				△1,060

2 給料	50	職員給与費	520
3 職員手当等	400		
4 共済費	70		
2 給料	△900	職員給与費	△1,580
3 職員手当等	△280	漁港整備事業費〔単独〕	
4 共済費	△400	（組替）	380
12 委託料	270		
14 工事請負費	△380		
16 公有財産購入費	150		
21 補償、補填及び賠償金	△40		

7款　商工費
　1項　商工費

1 商工総務費	198,032	△12,200	185,832				△12,200
2 商工業振興費	473,818	633	474,451				633
3 観光費	431,444	12,406	443,850				12,406
計	1,158,904	839	1,159,743				839

2 給料	△13,000	職員給与費	△12,200
3 職員手当等	7,200		
4 共済費	△6,400		
10 需用費	132	観光交流センター維持管理費	483
12 委託料	351	起業・立地奨励補助金	150
18 負担金、補助及び交付金	150		
1 報酬	△192	紹介宣伝事業費	4,040
3 職員手当等	192	観光施設維持管理費	1,063
10 需用費	1,940	さわやかトイレ維持管理費	400
11 役務費	243	交流促進センター整備事業費	6,903
12 委託料	3,320		
17 備品購入費	6,903		

8款　土木費
　1項　土木管理費

1 土木総務費	22,834	2,460	25,294				2,460
計	22,834	2,460	25,294				2,460

3 職員手当等	2,100	職員給与費	2,460
4 共済費	360		

８款　土木費
　２項　道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋梁総務費	133,771	14,070	147,841				14,070
2 道路維持費	569,472	2,050	571,522				2,050
3 道路新設改良費	301,909	4,462	306,371				4,462
計	1,005,152	20,582	1,025,734				20,582

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
2 給料	100	職員給与費	14,070
3 職員手当等	12,350		
4 共済費	1,620		
3 職員手当等	200	道路維持補修経費	200
10 需用費	1,850	車両管理経費	1,850
2 給料	600	職員給与費	4,462
3 職員手当等	3,500	道路新設改良事業費〔単独〕	
4 共済費	362	（組替）	600
12 委託料	600		
21 補償、補填及び賠償金	△600		

８款　土木費
　３項　河川費

1 河川改良費	11,181	860	12,041				860
計	11,181	860	12,041				860

2 給料	50	職員給与費	860
3 職員手当等	650		
4 共済費	160		

８款　土木費
　５項　都市計画費

1 都市計画総務費	119,167	△7,720	111,447	13,524			△21,244
2 街路事業費	23,397	△1,080	22,317				△1,080
計	691,487	△8,800	682,687	13,524			△22,324

2 給料	△3,800	職員給与費	△7,720
3 職員手当等	△1,900	住宅リフォーム補助金	
4 共済費	△2,020	（財源更正）	17,850
2 給料	△1,300	職員給与費	△1,080
3 職員手当等	1,050		
4 共済費	△830		

８款　土木費
　６項　住宅費

1 住宅管理費	48,483	200	48,683				200
計	48,483	200	48,683				200

3 職員手当等	350	職員給与費	200
4 共済費	△150		

９款　消防費
　１項　消防費

1 消防総務費	704,543	12,420	716,963				12,420
3 消防施設費	85,828	△1,199	84,629			1	△1,200
計	973,362	11,221	984,583			1	11,220

2 給料	3,300	職員給与費	12,420
3 職員手当等	7,140		
4 共済費	1,980		
17 備品購入費	△2,700	消防ポンプ自動車整備事業費	△2,700
24 積立金	1,501	消防施設整備基金積立金	1,501

10款　教育費
　1項　教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	187,541	△1,028	186,513				△1,028
5 教育研究指導費	25,240	0	25,240	1,230			△1,230
計	218,417	△1,028	217,389	1,230			△2,258

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
1 報酬	158	職員給与費	△2,040
2 給料	△2,600	就学支援委員会経費	
3 職員手当等	1,927	（組替）	173
4 共済費	△1,540	通学路安全対策事業費	1,012
8 旅費	15		
12 委託料	1,012		
1 報酬	38	教育研究所運営費	
3 職員手当等	△38	（組替）	38
		修学旅行キャンセル料補助金	
		（財源更正）	1,230

10款　教育費
　2項　小学校費

1 学校管理費	189,757	11,279	201,036				11,279
計	312,868	11,279	324,147				11,279

3 職員手当等	350	職員給与費	370
4 共済費	20	学校管理経費	2,797
10 需用費	3,616	学校維持補修経費	918
12 委託料	7,293	学校空調設備整備事業費	7,194

10款　教育費
　3項　中学校費

1 学校管理費	217,644	8,172	225,816				8,172
計	288,427	8,172	296,599				8,172

1 報酬	△100	職員給与費	300
3 職員手当等	300	外国語指導助手招へい事業費	
10 需用費	2,581	（組替）	100
12 委託料	5,291	学校管理経費	1,332
18 負担金、補助及び交付金	100	学校維持補修経費	1,249
		学校空調設備整備事業費	5,291

10款　教育費
　4項　社会教育費

1 社会教育総務費	148,209	△7,150	141,059				△7,150
3 文化会館費	229,955	0	229,955				

2 給料	△5,200	職員給与費	△7,150
3 職員手当等	150	生涯学習推進事業費	
4 共済費	△2,100	（組替）	79
7 報償費	△42	学校・家庭・地域の連携協力推進事業費	
8 旅費	△60	（組替）	35
10 需用費	19		
11 役務費	4		
12 委託料	79		
7 報償費	△2,125	文化会館自主事業費	
12 委託料	2,125	（組替）	2,125

10款　教育費
　４項　社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 三船十段記念館費	22,153	250	22,403				250
計	467,457	△6,900	460,557				△6,900

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
3 職員手当等	250	職員給与費	250

10款　教育費
　５項　保健体育費

1 保健体育総務費	64,665	1,560	66,225				1,560
2 体育施設費	138,911	3,520	142,431		3,100		420
3 学校給食費	382,337	4,209	386,546				4,209
計	585,913	9,289	595,202		3,100		6,189

2 給料	△350	職員給与費	1,560
3 職員手当等	1,850		
4 共済費	60		
10 需用費	3,520	体育施設維持管理費	3,520
2 給料	450	職員給与費	2,070
3 職員手当等	1,360	学校給食センター運営管理費	2,139
4 共済費	260		
10 需用費	2,370		
17 備品購入費	△231		

11款　災害復旧費
　２項　農林水産施設災害復旧費

3 農地及び農業用施設災害復旧費	8,730	0	8,730	△500			500
計	43,176	0	43,176	△500			500

13 使用料及び賃借料	0	現年発生補助災害復旧事業費	△1,000
		現年発生単独災害復旧事業費	△3,500
14 工事請負費	0	農地等小災害復旧事業費	4,500

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給与費 報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
補正後	(276) 361	285,726	1,382,819	907,857	2,576,402	736,115	3,312,517	
補正前	(283) 362	280,786	1,440,311	843,709	2,564,806	744,005	3,308,811	
比 較	(△7) △ 1	4,940	△ 57,492	64,148	11,596	△ 7,890	3,706	

備考 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その１週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	42,295	28,009	1,083	1,956	23,981	191,876
	補正前	39,145	28,909	1,083	906	19,776	122,413
	比 較	3,150	△ 900		1,050	4,205	69,463
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	31,274		22,173	564,114	1,096	
	補正前	29,424		21,603	579,754	696	
	比 較	1,850		570	△ 15,640	400	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給与費 報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
補正後	(10) 333		1,214,817	805,177	2,019,994	634,066	2,654,060	
補正前	(18) 334		1,272,309	741,892	2,014,201	642,279	2,656,480	
比 較	(△8) △ 1		△ 57,492	63,285	5,793	△ 8,213	△ 2,420	

備考 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	42,295	20,158	1,083	1,956	23,981	184,036
	補正前	39,145	21,058	1,083	906	19,776	115,436
	比 較	3,150	△ 900		1,050	4,205	68,600
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	31,274		22,173	477,125	1,096	
	補正前	29,424		21,603	492,765	696	
	比 較	1,850		570	△ 15,640	400	

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給与費 報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
補正後	(266) 28	285,726	168,002	102,680	556,408	102,049	658,457	
補正前	(265) 28	280,786	168,002	101,817	550,605	101,726	652,331	
比 較	(1)	4,940		863	5,803	323	6,126	

備考 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その１週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

	区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	7,851			7,840	86,989
	補正前	7,851			6,977	86,989
	比 較				863	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　　明	備　考
報　酬	4,940	その他の増減分	4,940	○実績見込みによる増	
給　料	△ 57,492	その他の増減分	△ 57,492	○実績見込みによる減	
職員手当	64,148	その他の増減分	64,148	○実績見込みによる増	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　　明	備　考
給　料	△ 57,492	その他の増減分	△ 57,492	○実績見込みによる減	
職員手当	63,285	その他の増減分	63,285	○実績見込みによる増	

イ 会計年度任用職員

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説　　明	備　考
報　酬	4,940	その他の増減分	4,940	○実績見込みによる増	
職員手当	863	その他の増減分	863	○実績見込みによる増	

地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区　分	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
		当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円
1 総務債	978,302	156,300	132,920	1,001,682
2 民生債	98,921	19,700	28,820	89,801
3 衛生債	957,341		69,593	887,748
4 農林水産業債	1,965,577	117,800	210,522	1,872,855
5 商工債	1,379,249	249,800	106,611	1,522,438
6 土木債	3,238,908	566,100	551,316	3,253,692
7 消防債	172,245		41,372	130,873
8 教育債	2,715,338	106,600	612,207	2,209,731
9 災害復旧債	3,042,037	143,500	230,181	2,955,356
10 歳入欠かん債	3,901		1,300	2,601
11 減収補てん債	52,795		3,484	49,311
12 住民税等減税補てん債	45,399		14,559	30,840
13 臨時財政対策債	7,451,979	706,923	637,838	7,521,064
合　計	22,101,992	2,066,723	2,640,723	21,527,992

議案第２号

令　和　３　年　度

久慈市下水道事業会計
補　　正　　予　　算

（　第　２　号　）

令和３年度久慈市下水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和３年度久慈市下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和３年度久慈市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(3) 主要な建設改良事業			
ア　公共下水道事業			
雨水処理施設整備事業	197,420千円	232,752千円	430,172千円

（収益的収入及び支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入の予定額の一部を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　入			
第１款　公共下水道事業収益	890,475千円	10,809千円	901,284千円
第２項　営業外収益	600,404千円	10,809千円	611,213千円

（資本的収入及び支出の補正）

第４条　予算第４条本文括弧書中「不足する額322,601千円」を「不足する額322,697千円」に、「過年度分損益勘定留保資金289,257千円」を「過年度分損益勘定留保資金278,545千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,344千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,152千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額の一部を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　入			
第１款　公共下水道事業資本的収入	706,998千円	232,656千円	939,654千円
第１項　企業債	365,400千円	118,800千円	484,200千円
第２項　補助金	171,500千円	113,856千円	285,356千円
支　出			
第１款　公共下水道事業資本的支出	954,996千円	232,752千円	1,187,748千円

第１項　建設改良費　　502,427千円　　232,752千円　　735,179千円

（企業債の補正）

第５条　予算第６条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

補　正　前				
起債の目的	限　度　額	起債の方法	利　率	償還の方法
公共下水道事業	千円 365,400	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
漁業集落排水事業	93,200			
計	458,600			

補　正　後				
起債の目的	限　度　額	起債の方法	利　率	償還の方法
公共下水道事業	千円 484,200	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
漁業集落排水事業	93,200			
計	577,400			

令和３年12月２日提出

岩手県久慈市長　遠　藤　譲　一

下水道事業会計
補正予算説明書

令和３年度久慈市下水道事業会計予算実施計画補正

収益的収入

収　入

款　　項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 公共下水道事業収益		890,475	10,809	901,284
2 営業外収益		600,404	10,809	611,213
	7 消費税及び地方消費税還付金	32,699	10,809	43,508
収入合計		1,089,963	10,809	1,100,772

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
1 消費税及び地方消費税還付金	10,809	○消費税及び地方消費税還付金　10,809

資本的収入及び支出

収　入

款　　項	目	既決予定額	補正予定額	計	節 区分	節 金額	説明	
		千円	千円	千円		千円		千円
1 公共下水道事業資本的収入		706,998	232,656	939,654				
1 企業債		365,400	118,800	484,200				
	1 建設改良費等の財源に充てるための企業債	365,400	118,800	484,200	1 建設改良債	118,800	○建設改良債	118,800
2 補助金		171,500	113,856	285,356				
	1 国庫補助金	171,500	113,856	285,356	1 国庫補助金	113,856	○国庫補助金	113,856
収入合計		867,609	232,656	1,100,265				

支　出

款　　項	目	既決予定額	補正予定額	計	節 区分	節 金額	説明	
		千円	千円	千円		千円		千円
1 公共下水道事業資本的支出		954,996	232,752	1,187,748				
1 建設改良費		502,427	232,752	735,179				
	2 雨水処理施設整備費	197,420	232,752	430,172	19 委託料	21,020	○雨水ポンプ場施設整備費	232,752
					44 工事請負費	211,732		
支出合計		1,190,210	232,752	1,422,962				

令和３年度久慈市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)

（令和３年４月１日から令和４年３月31日まで）

（単位：千円）

1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 78,495
減価償却費	650,459
固定資産除却費	4,633
引当金の増減額(△は減少)	1,997
長期前受金戻入額	△ 370,116
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息及び企業債取扱諸費	118,844
未収金の増減額(△は増加)	△ 53,564
未払金の増減額(△は減少)	△ 174,797
小計	98,960
利息及び配当金の受取額	1
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 118,844
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,883
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,711,121
国庫補助金等による収入	702,016
負担金等による収入	33,481
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 975,624
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,094,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 444,907
他会計からの出資による収入	146,528
他会計借入金の償還による支出	△ 100,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	696,021
資金増加額（又は減少額）	△ 299,486
資金期首残高	639,889
資金期末残高	340,403

令和３年度久慈市下水道事業予定貸借対照表

（令和４年３月31日）

（単位：千円）

資　産　の　部

１ 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		840,083		
ロ 建物	1,531,894			
同減価償却累計額	△ 140,127	1,391,767		
ハ 構築物	16,330,044			
同減価償却累計額	△ 1,224,141	15,105,903		
ニ 機械及び装置	2,529,083			
同減価償却累計額	△ 556,120	1,972,963		
ホ 車両運搬具	1,149			
同減価償却累計額	△ 328	821		
ヘ 工具、器具及び備品	15,265			
同減価償却累計額	△ 3,948	11,317		
ト 建設仮勘定		1,058,896		
有形固定資産合計			20,381,750	
固定資産合計				20,381,750
２ 流動資産				
(1) 現金預金			340,403	
(2) 未収金		124,281		
貸倒引当金		△ 1,763	122,518	
(3) その他流動資産			180	
流動資産合計				463,101
資産合計				20,844,851

負　債　の　部

３ 固定負債			
(1) 企業債		8,340,873	
固定負債合計			8,340,873
４ 流動負債			
(1) 企業債		466,296	
(2) 未払金		26,679	
(3) 引当金		4,101	
(4) その他流動負債		180	
流動負債合計			497,256
５ 繰延収益			
長期前受金		11,451,142	
収益化累計額		△ 1,091,362	
繰延収益合計			10,359,780
負債合計			19,197,909

資　本　の　部

６ 資本金			1,114,602
７ 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	15,236		
ロ 負担金	5,100		
ハ 補助金	436,511		
ニ その他資本剰余金	76,136		
資本剰余金合計		532,983	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処理欠損金	643		
利益剰余金合計		△ 643	
剰余金合計			532,340
資本合計			1,646,942
負債資本合計			20,844,851

議案第３号

国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険条例（平成18年久慈市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「40万４千円」を「40万８千円」に、「１万６千円」を「１万２千円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第３条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和３年12月２日提出

久慈市長　遠　藤　譲　一

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めようとするものである。

議案第４号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２章　特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条―第61条）」を

「第２章　特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条―第61条）
第３章　雑則（第62条）」

に改める。

第５条第２項から第６項までを削る。

第38条第２項を削る。

第42条第１項第３号中「この号」の次に「及び第４項第１号」を加える。

本則に次の１章を加える。

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第62条　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定子ども・子育て支援提供者等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２　特定子ども・子育て支援提供者等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、教育・保育給付認定保

護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定子ども・子育て支援提供者等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定子ども・子育て支援提供者等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定子ども・子育て支援提供者等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定子ども・子育て支援提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定子ども・子育て支援提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記載する方法）

(2) 磁気ディスク、シィー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記載しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定子ども・子育て支援提供者等は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第２項各号に掲げる方法のうち特定子ども・子育て支援提供者等が使用するも

の

(2) ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定子ども・子育て支援提供者等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第２項から第５項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項の」とあるのは「第６項において準用する第２項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和３年12月２日提出

久慈市長　遠　藤　譲　一

提案理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施

設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的記録等について定めようとするものである。

議案第５号

上下水道事業経営審議会条例

（設置）

第１条　水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）を適正かつ効率的に経営するため、市長の諮問機関として、久慈市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、上下水道事業の経営に関する重要な事項を調査審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、水道使用者、下水道使用者及び識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、市長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年５月１日から施行する。

（下水道受益者負担金及び使用料審議会条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 下水道受益者負担金及び使用料審議会条例（平成18年久慈市条例第157号）

(2) 水道事業審議会条例（平成18年久慈市条例第179号）

令和３年12月２日提出

久慈市長　遠　藤　譲　一

提案理由

水道事業及び下水道事業を適正かつ効率的に経営するため、市長の諮問機関として、久慈市上下水道事業経営審議会を設置しようとするものである。

議案第６号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
久慈市白樺平公共牧場	新岩手農業協同組合	令和４年４月１日から 令和９年３月31日まで

令和３年12月２日提出

久慈市長　遠　藤　譲　一

提案理由

久慈市白樺平公共牧場の管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

議案第７号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
久慈市交流促進センター	有限会社　栄光商会	令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで

令和３年12月２日提出

久慈市長　遠　藤　譲　一

提案理由

久慈市交流促進センターの管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

議案第８号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
久慈市ふるさと物産センター	特定非営利活動法人やまがた地域振興協議会	令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

令和３年12月２日提出

久慈市長　遠　藤　譲　一

提案理由

久慈市ふるさと物産センターの管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。